

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後													
1	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>14 [略]</td></tr> <tr><td>15 [略]</td></tr> </table> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td> <p><u>1</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]</p> </td> <td> <p>盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、八幡平市、</p> </td> </tr> </table>	[略]	14 [略]	15 [略]	<p><u>1</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]</p>	<p>盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、八幡平市、</p>	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>14 [略]</td></tr> <tr><td><u>15</u> 岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第16条第 1 項の基準の事業者への通知</td></tr> <tr><td><u>16</u> [略]</td></tr> </table> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td> <p><u>1</u> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条第 1 項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可</p> </td> <td> <p>花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、藤沢町及び一戸町</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>1</u> の <u>2</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]</p> </td> <td> <p>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二</p> </td> </tr> </table>	[略]	14 [略]	<u>15</u> 岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第16条第 1 項の基準の事業者への通知	<u>16</u> [略]	<p><u>1</u> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条第 1 項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可</p>	<p>花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、藤沢町及び一戸町</p>	<p><u>1</u> の <u>2</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二</p>
[略]															
14 [略]															
15 [略]															
<p><u>1</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]</p>	<p>盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、八幡平市、</p>														
[略]															
14 [略]															
<u>15</u> 岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第16条第 1 項の基準の事業者への通知															
<u>16</u> [略]															
<p><u>1</u> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条第 1 項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可</p>	<p>花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、藤沢町及び一戸町</p>														
<p><u>1</u> の <u>2</u> 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二</p>														

奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町、田野畑村、普代村及び洋野町

[略]

2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務
(1)～(8) [略]

遠野市、一関市、釜石市、二戸市、雫石町及び野田村

[略]

2の4 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

2の5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許に係る申請書等の受理及び管理栄養士免

盛岡市、宮古市、二戸市、

戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、田野畑村、普代村及び洋野町

[略]

2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務
(1)～(8) [略]

宮古市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町及び野田村

[略]

2の4 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

2の5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許に係る申請書等の受理及び管理栄養士免

盛岡市、宮古市、大船渡市

許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
----------------------	--------------------------------

[略]

2の9 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
---	--

2の10 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
--	--

[略]

許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
----------------------	--

[略]

2の9 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
---	---

2の10 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
--	---

[略]

<p>2の12 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</p>
<p>2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</p>
<p>[略]</p>	
<p>2の15 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） (1)～(38) [略]</p>	<p>宮古市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ヶ崎町</p>

<p>2の12 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、<u>大船渡市</u>、<u>陸前高田市</u>、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</p>
<p>2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、<u>大船渡市</u>、<u>陸前高田市</u>、二戸市、奥州市、葛巻町、<u>西和賀町</u>、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</p>
<p>[略]</p>	
<p>2の15 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） (1)～(38) [略]</p>	<p>宮古市、<u>大船渡市</u>、<u>花巻市</u>、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ヶ崎町</p>

2の16 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	紫波町、田野畑村及び普代村
3 [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、

2の16 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	紫波町、 <u>西和賀町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 及び <u>普代村</u>
3 [略]	[略]
3の2 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定</u>	<u>盛岡市</u> 、 <u>宮古市</u> 、 <u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>洋野町</u>
4 [略]	[略]
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	宮古市、大船渡市、 <u>北上市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、

	西和賀町、平泉町、山田町、田野畑村、普代村、川井村及び洋野町
6 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（54） [略]	花巻市及び奥州市
[略]	
6の3 [略]	[略]

	<u>滝沢村</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 、 <u>川井村</u> 、 <u>軽米町</u> 、 <u>九戸村</u> 及び洋野町
6 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（54） [略]	花巻市、 <u>一関市</u> 及び奥州市
[略]	
6の3 [略]	[略]
6の4 <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。</u> <u>（1） 法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理（財団法人岩手県文化振興事業団に係るものを除く。）</u> <u>（2） 法第92条第2項の調査のための発掘に関する指示又は命令（財団法人岩手県文化振興事業団に係るものを除く。）</u> <u>（3） 法第93条第1項において準用する法第92条第</u>	<u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 及び <u>一戸町</u>

		<p><u>1項の土木工事等のための発掘に関する届出の受理</u></p> <p><u>(4) 法第93条第2項の土木工事等のための発掘に関する指示</u></p> <p><u>(5) 法第94条第1項の地方公共団体等（同項に規定する国の機関等のうち、国の機関、県並びに国及び県の設立に係る法人を除いたものをいう。以下この項において同じ。）が行う発掘に係る事業計画の策定の通知の受理</u></p> <p><u>(6) 法第94条第2項の地方公共団体等が行う発掘に係る事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知</u></p> <p><u>(7) 法第94条第3項の地方公共団体等が行う発掘に係る事業計画の策定及びその実施についての協議</u></p> <p><u>(8) 法第94条第4項の地方公共団体等が行う発掘に係る事業計画の実施に関する埋蔵文化財の保護上必要な勧告</u></p> <p><u>(9) 法第97条第1項の地方公共団体等の遺跡の発見の通知の受理</u></p> <p><u>(10) 法第97条第2項の地方公共団体等に対する調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知</u></p> <p><u>(11) 法第97条第3項の地方公共団体等との協議</u></p> <p><u>(12) 法第97条第4項の地方公共団体等が発見した遺跡の保護上必要な勧告</u></p>	
<p><u>6の4</u> 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（</p>	<p>宮古市、一関市及び二戸市</p>	<p><u>6の5</u> 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市</p>

岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(15) [略]	
<u>6の5</u> [略]	[略]
<u>6の6</u> 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(81) [略]	奥州市
<u>6の7</u> [略]	[略]
<u>6の8</u> 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>6の9</u> [略]	[略]
<u>6の10</u> 森林法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	一関市、二戸市、雫石町、葛巻町及び田野畑村
<u>6の11</u> [略]	[略]
<u>7</u> 道路法（昭和27年法律第180号）第13条第1項の <u>国道の維持、修繕その他の管理で規則で定めるもの</u>	岩泉町

岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(15) [略]	、一関市及び二戸市
<u>6の6</u> [略]	[略]
<u>6の7</u> 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(81) [略]	花巻市、一関市及び奥州市
<u>6の8</u> [略]	[略]
<u>6の9</u> 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>6の10</u> [略]	[略]
<u>6の11</u> 森林法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	一関市、二戸市、雫石町、葛巻町、 <u>矢巾町</u> 及び田野畑村
<u>6の12</u> [略]	[略]
<u>7</u> 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。た	花巻市、遠野市、奥州市、

8 <u>道路法第15条の県道の管理で規則で定めるもの</u>	<u>岩泉町及び田野畑村</u>
[略]	
10 <u>商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項</u>	<u>宮古市、一関</u>

<u>だし、第9号に掲げる事務にあつては、県教育委員会</u> <u>が自ら行うことを妨げない。</u>	<u>金ヶ崎町及び</u> <u>大槌町</u>
<u>(1) 法第10条の博物館（県立の機関を除く。以下</u> <u>この項において同じ。）の博物館登録原簿への登</u> <u>録</u>	
<u>(2) 法第12条の博物館の登録要件の審査及び博物</u> <u>館登録原簿に登録した旨又は登録しない旨の通知</u>	
<u>(3) 法第13条第1項の博物館の登録事項等の変更</u> <u>の届出の受理</u>	
<u>(4) 法第13条第2項の博物館の登録事項の変更登</u> <u>録</u>	
<u>(5) 法第14条第1項の博物館の登録の取消し</u>	
<u>(6) 法第14条第2項の博物館の登録の取消しの通</u> <u>知</u>	
<u>(7) 法第15条第1項の博物館の廃止の届出の受理</u>	
<u>(8) 法第15条第2項の博物館の登録の抹消</u>	
<u>(9) 法第27条第1項の私立博物館に対する報告の</u> <u>徴収</u>	
<u>(10) 法第27条第2項（法第29条において準用する</u> <u>場合を含む。）の専門的又は技術的な指導又は助</u> <u>言</u>	
<u>(11) 法第29条の博物館に相当する施設の指定（県</u> <u>立の施設に係るものを除く。）</u>	
8 <u>削除</u>	
[略]	
10 <u>商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項</u>	<u>宮古市、大船</u>

において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会議所に係るものに限る。) (1)～(10) [略]	市及び奥州市
10の2 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(13) [略]	奥州市
10の3 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	一関市及び奥州市
[略]	
11の3 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
12 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	盛岡市、一関市、釜石市及び奥州市
[略]	

において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会議所に係るものに限る。) (1)～(10) [略]	渡市、花巻市、一関市、釜石市及び奥州市
10の2 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(13) [略]	花巻市、一関市及び奥州市
10の3 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	花巻市、一関市及び奥州市
[略]	
11の3 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
12 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	盛岡市、花巻市、一関市、釜石市及び奥州市
[略]	

14の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） （1）～（24） [略]	宮古市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ケ崎町
14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及び国立公園に係るものを除く。） （1）～（15） [略]	遠野市
14の4 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（3） [略]	大船渡市、二戸市及び葛巻町
14の5 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（9） [略]	宮古市、奥州市及び紫波町
14の6 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

14の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） （1）～（24） [略]	宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ケ崎町
14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及び国立公園に係るものを除く。） （1）～（15） [略]	<u>花巻市</u> 、 <u>遠野市</u> 及び <u>西和賀町</u>
14の4 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（3） [略]	<u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>西和賀町</u> 及び <u>九戸村</u>
14の5 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（9） [略]	宮古市、 <u>陸前高田市</u> 、奥州市及び紫波町
14の6 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村

14の7 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
--	---------------------------------------

[略]

16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託	宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、平泉町、山田町、田野畑村、普代村、川井村及び洋野町
---	--

14の7 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	及び川井村 盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、 <u>西和賀町</u> 、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
--	---

[略]

16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託	宮古市、大船渡市、 <u>北上市</u> 、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、矢巾町、西和賀町、 <u>金ヶ崎町</u> 、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、田野畑村、普代村、川井村、 <u>軽米町</u> 、九
---	---

[略]	
17の3 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
18の2 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	奥州市
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、西和賀町及び普代村
[略]	
18の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する	町村（滝沢村、平泉町、藤沢町、軽米町

	戸村及び洋野町
[略]	
17の3 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
18の2 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	花巻市及び奥州市
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、北上市、 <u>陸前高田市</u> 、西和賀町及び普代村
[略]	
18の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する	町村（軽米町、九戸村及び一戸町を除く

事務で規則で定めるもの	、九戸村及び一戸町を除く。 。)
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略] （4） 法第20条第1項の養育医療の給付に係る申請書の受理に関する事務で規則で定めるもの	宮古市及び遠野市
[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

事務で規則で定めるもの	。)
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略] （4） 法第20条第1項の養育医療の給付に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>住田町</u> 及び <u>山田町</u>
[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町、 <u>西和賀町</u> 、山田町、田野畑村、普代村

[略]	
21の3 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川区域等の区域内にあるものを除く。） （1）～（15） [略]	宮古市及び一関市
21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（34） [略]	宮古市及び遠野市
21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） [略] （2） [略] （3） [略] （4） 法第22条の協力の要請又は意見の陳述	宮古市、北上市、遠野市及び一関市
[略]	
22の3 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。）を設置する電気工事業者に係るも	奥州市

	及び川井村
[略]	
21の3 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川区域等の区域内にあるものを除く。） （1）～（15） [略]	宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 及び一関市
21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（34） [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及び遠野市
21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） [略] <u>（2） 法第3条第2項の関係市町村長の意見の聴取</u> （3） [略] （4） [略] <u>（5） 法第22条の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</u>	宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>遠野市</u> 及び一関市
[略]	
22の3 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。）を設置する電気工事業者に係るも	<u>花巻市</u> 及び奥州市

のを除く。) (1)～(25) [略]	
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(28) [略]	宮古市及び遠野市
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田

のを除く。) (1)～(25) [略]	
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、北上市、久慈市、遠野市、一関市、 <u>陸前高田市</u> 、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(28) [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及び遠野市
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二戸市、奥州市、葛巻町

野畑村、普代村及び川井村

23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）

（1）法第17条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定

（2）法第17条第2項において準用する法第7条第2項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定

（3）法第9条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の額の改定

（4）法第9条第3項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の額の改定

23の5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事

、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村及び洋野町

宮古市、花巻市及び北上市

23の4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	宮古市及び遠野市
23の5 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、二戸市及び奥州市
23の6 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、西和賀町及び普代村
23の7 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に	宮古市、大船渡市、北上市

務 <u>（1） 法第3条の規制地域の指定</u> <u>（2） 法第4条第1項及び第2項の規制基準の設定</u> <u>（3） 法第5条第2項の意見の聴取</u> <u>（4） 法第6条の公示</u> <u>（5） 法第21条第1項の関係行政機関の長等に対する協力の要請</u>	
23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	宮古市、花巻市、北上市及び遠野市
23の7 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市及び矢巾町
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、西和賀町及び普代村
23の9 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に	宮古市、大船渡市、花巻市

掲げる事務 (1)～(6) [略]	、陸前高田市 、奥州市、西 和賀町及び金 ケ崎町
23の8 [略]	[略]
24 [略]	[略]
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この 項において「法」という。）に基づく次に掲げる事 務 (1)～(7) [略]	[略]

掲げる事務 (1)～(6) [略]	、北上市、陸 前高田市、奥 州市、西和賀 町及び金ケ崎 町
23の10 [略]	[略]
23の11 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2 項の動物の死体の収容	釜石市
24 [略]	[略]
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この 項において「法」という。）に基づく次に掲げる事 務 (1) 法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る 届出の受理 (2) 法第24条第1項の土地の利用目的の変更の勧 告 (3) 法第24条第3項の期間の延長及びその期間等 の通知 (4) 法第25条の勧告に基づき講じた措置の報告の 徴収 (5) 法第26条の勧告の内容等の公表 (6) 法第27条の権利の処分のある等 (7) 法第27条の2の土地の利用目的に係る助言	大船渡市、花 巻市、一関市 、陸前高田市 及び西和賀町
25の2 国土利用計画法（以下この項において「法」 という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	[略]

26 [略]	[略]
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(30) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町
27の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	宮古市及び遠野市
27の3 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市及び遠野市

25の3 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第3条第1項の地域の指定 (2) 法第3条第2項の関係市町村長の意見の聴取 (3) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の公示 (4) 法第4条第1項の規制基準の設定 (5) 法第20条の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述	宮古市、花巻市、北上市及び一関市
26 [略]	[略]
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(30) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町
27の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	宮古市、花巻市及び遠野市
27の3 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市、花巻市、北上市及び遠野市

(1)～(19) [略]	
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(4) [略]	一関市、釜石市、二戸市、奥州市及び川井村
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	花巻市、一関市及び奥州市

(1)～(19) [略]	
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(4) [略]	一関市、釜石市、二戸市、奥州市、 <u>西和賀町</u> 及び川井村
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	<u>盛岡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、一関市及び奥州市
29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) <u>法第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録</u> (2) <u>法第7条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否</u> (3) <u>法第7条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否の通知</u> (4) <u>法第8条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録等</u> (5) <u>法第9条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿の閲覧</u> (6) <u>法第12条の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する助言及び指導</u> (7) <u>法第13条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正等の指示</u>	<u>盛岡市</u>

30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(20) [略]	一関市、釜石市及び奥州市
30の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(17) [略]	宮古市及び遠野市
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める市町におけるニホンジカの捕獲等の許可を除く。） (1)～(9) [略]	宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、西和賀町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村、野田村及び洋野町

(8) 法第14条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し及び通知	
(9) 法第15条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消除	
30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(20) [略]	花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町
30の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(17) [略]	宮古市、花巻市、北上市及び遠野市
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、住田町、岩泉町、田野畑村、普

32の2 [略]	[略]
32の3 [略]	[略]
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村（盛岡市、西和賀町、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野</u>

	代村、川井村、野田村、 <u>洋野町</u> 及び <u>一戸町</u>
32の2 [略]	[略]
32の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 <u>(1) 法第12条第1項の特定路外駐車場の設置の届出の受理</u> <u>(2) 法第12条第2項の特定路外駐車場の設置の変更の届出の受理</u> <u>(3) 法第12条第3項の措置の命令</u> <u>(4) 法第38条第2項の通知の受理（路外駐車場特定事業に係るものに限る。）</u> <u>(5) 法第38条第3項の勧告（前号の事務に係るものに限る。）</u> <u>(6) 法第38条第4項の措置の命令（第4号の事務に係るものに限る。）</u> <u>(7) 法第53条第2項の報告の徴収又は立入検査等</u>	市（盛岡市を除く。）並びに <u>雫石町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>紫波町</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>野田村</u> 及び <u>一戸町</u>
32の4 [略]	[略]
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村（盛岡市、西和賀町、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>軽米町</u> 、 <u>九</u>

	畑村、軽米町、九戸村及び一戸町を除く。)
34 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理	花巻市、遠野市及び奥州市
34の2 [略]	[略]
34の3 [略]	[略]
34の4 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号。以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	宮古市、大船渡市、北上市、陸前高田市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町
[略]	
35の2 火薬類取締法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	花巻市及び奥州市

	戸村及び一戸町を除く。)
34 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理	花巻市、遠野市、 <u>一関市</u> 及び奥州市
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	花巻市、北上市、遠野市、 <u>一関市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>藤沢町</u> 及び <u>一戸町</u>
34の3 [略]	[略]
34の4 [略]	[略]
34の5 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号。以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、北上市、陸前高田市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町
[略]	
35の2 火薬類取締法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	花巻市、 <u>一関市</u> 及び奥州市

35の3 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）・（2） [略]	奥州市
35の4 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	奥州市
35の5 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	奥州市
35の6 [略]	[略]

35の3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（県立の施設に係るものを除く。） （1） 省令第19条第1項の博物館に相当する施設の指定要件の審査 （2） 省令第19条第2項の实地審査 （3） 省令第21条の報告の受理 （4） 省令第23条の報告の徴収 （5） 省令第24条の指定の取消し	花巻市、遠野市、奥州市、金ケ崎町及び大槌町
35の4 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）・（2） [略]	花巻市、一関市及び奥州市
35の5 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	花巻市、一関市及び奥州市
35の6 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	花巻市、一関市及び奥州市
35の7 [略]	[略]
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市

- (1) 省令第12条第1項（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用する省令第4条第1項（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の現況の届出の受理
- (2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の氏名変更の届出の受理
- (3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項又は第2項（これらの規定を省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の住所変更の届出の受理
- (4) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第7条（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の受給事由消滅の届出の受理
- (5) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第1項（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の請求書又は届書に添えなければならない書類の省略
- (6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の請求書又は届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類に代わるべき他の書類の提出の受理

、二戸市、岩手町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村及び洋野町

[略]	
36の3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市及び遠野市
36の4 [略]	[略]
36の5 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(11) [略]	大船渡市、二戸市及び葛巻町
36の6 [略]	[略]
36の7 [略]	[略]

[略]	
36の3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 及び遠野市
36の4 [略]	[略]
36の5 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく <u>単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務</u> で教育委員会規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村及び洋野町
36の6 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(11) [略]	大船渡市、 <u>花巻市</u> 、二戸市、 <u>葛巻町</u> 、 <u>西和賀町</u> 及び <u>九戸村</u>
36の7 [略]	[略]
36の8 [略]	[略]

[略]	
37の3 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	紫波町、田野畑村及び普代村
37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(21) [略]	宮古市、遠野市、一関市、滝沢村及び田野畑村
37の5 [略]	[略]

[略]	
37の3 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び普代村
37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(21) [略]	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、滝沢村、田野畑村及び九戸村
37の5 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第3号に掲げる事務にあっては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 <u>(1) 条例第21条（条例第35条において準用する場合を含む。）において準用する条例第19条第2項の指示</u> <u>(2) 条例第22条（条例第35条及び第42条において準用する場合を含む。）の報告の徴収</u> <u>(3) 条例第29条（条例第35条において準用する場合を含む。）の助言又は勧告</u> <u>(4) 条例第34条第2項の指示</u>	久慈市、奥州市、金ケ崎町、大槌町、普代村及び一戸町
37の6 [略]	[略]

[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（汚水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。） (1)～(7) [略]	盛岡市、宮古市及び遠野市
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、雫石町、滝沢村、住田町、田野畑

[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及び遠野市
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及び遠野市
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>遠野市</u> 及び <u>一関市</u>
[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（汚水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。） (1)～(7) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及び遠野市
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、久慈市、遠野市、一関市、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、雫

		村、普代村、野田村及び洋野町
	[略]	
48	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、雫石町、滝沢村、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
49	岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第16条第1項の基準の事業者への通知	市町村（花巻市を除く。）
50	[略]	[略]
51	[略]	[略]

2	別表第1（第2条関係）
	[略]
	7 削除

		石町、滝沢村、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
	[略]	
48	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、久慈市、遠野市、一関市、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、雫石町、滝沢村、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
49	[略]	[略]
50	[略]	[略]

	別表第1（第2条関係）
	[略]
	7及び8 削除

8	ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第11条第1項及び第2項の届出の受理 (2) 条例第17条第1項の適合証の交付請求の受理
9	[略]
	[略]

別表第2（第3条関係）

[略]	
39	ひとにやさしいまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第12条の指導又は助言（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。以下この項において同じ。）及び駐車場（法第6条第1項第1号の適用を受ける車庫を除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。） (2) 条例第15条の立入調査（建築物及び駐車場に係るものに限る。） (3) 条例第17条第2項の適合証の交付（建築物、当該建築物に併設される鉄道の駅（建築物に該当するものを除く。）及び駐車場に係るものに限る。）
	宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市
40	ひとにやさしいまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（道路及び公園等にあつては、都市計画法第29条の開発行為の許可を要するものに限る。ただし、他の市
	盛岡市

9	[略]
	[略]

別表第2（第3条関係）

[略]	
39及び40	削除

	<p>町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1) 条例第12条の指導又は助言</p> <p>(2) 条例第15条の立入調査</p> <p>(3) 条例第17条第2項の適合証の交付</p>	
41	[略]	[略]
	[略]	
49	[略]	[略]

41	[略]	[略]
	[略]	
49	[略]	[略]
50	<p>ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務で規則で定めるもの</p> <p>(1) 条例第21条の協議に係る書類の受理及び受理に関する事務</p> <p>(2) 条例第22条第1項の助言又は指導</p> <p>(3) 条例第22条第2項の指導又は助言</p> <p>(4) 条例第22条第3項の通知</p> <p>(5) 条例第23条の工事完了の届出の受理</p> <p>(6) 条例第24条第1項の完了検査</p> <p>(7) 条例第24条第2項の適合証の交付</p> <p>(8) 条例第28条の報告の徴収又は立入調査等</p> <p>(9) 条例第29条第1項の適合証の交付請求の受理及び受理に関する事務</p> <p>(10) 条例第29条第2項の適合証の交付</p>	<p>宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市</p>
51	<p>ひとにやさしいまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定めるものを除く。）</p> <p>(1) 条例第21条の協議に係る書類の受理</p>	<p>盛岡市</p>

			<ul style="list-style-type: none"> (2) <u>条例第22条第1項の助言又は指導</u> (3) <u>条例第22条第2項の指導又は助言</u> (4) <u>条例第22条第3項の通知</u> (5) <u>条例第23条の工事完了の届出の受理</u> (6) <u>条例第24条第1項の完了検査</u> (7) <u>条例第24条第2項の適合証の交付</u> (8) <u>条例第28条の報告の徴収又は立入調査等</u> (9) <u>条例第29条第1項の適合証の交付請求の受理</u> (10) <u>条例第29条第2項の適合証の交付</u> 	
		52	<u>ひとにやさしいまちづくり条例に基づく協議に係る書類等の受理に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>市町村（盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市を除く。）</u>
	50	[略]	[略]	[略]
		53	[略]	[略]

3	別表第2（第3条関係）	[略]	6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、葛巻
	別表第2（第3条関係）	[略]	6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平

町、岩手町、
金ヶ崎町、大
槌町、山田町
及び洋野町

[略]

36の8 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの

宮古市、大船
渡市、花巻市
、遠野市、一
関市、陸前高
田市、釜石市
、八幡平市、
奥州市、葛巻
町、岩手町、
金ヶ崎町、大
槌町、山田町
及び洋野町

市、奥州市、
葛巻町、岩手
町、西和賀町
、金ヶ崎町、
平泉町、大槌
町、山田町、
普代村、軽米
町、野田村、
九戸村、洋野
町及び一戸町

[略]

36の8 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの

宮古市、大船
渡市、花巻市
、北上市、久
慈市、遠野市
、一関市、陸
前高田市、釜
石市、八幡平
市、奥州市、
葛巻町、岩手
町、西和賀町
、金ヶ崎町、
平泉町、大槌
町、山田町、
普代村、軽米
町、野田村、
九戸村、洋野

	町及び一戸町
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年7月1日から、表3の項の改正部分及び附則第4項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる事務で当該市町村の長若しくは教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るもの（次項及び附則第4項に規定する事務に係るものを除く。）は、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正後の条例別表第2に掲げる事務のうち、施行日前に栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）、医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）、調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）並びに視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、同表に掲げる当該事務に係るそれぞれの規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 表3の項の改正部分の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第2の6の12の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。